

企画競争説明書

業務名称：ネパール国統合的電力システム開発計画プロジェクト

調達管理番号：20a00972

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2021年2月17日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月17日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国統合的電力システム開発計画プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

(●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2023年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13か月以降)：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25か月以降)：契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課、中島 ひとみ/Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

11 年法律第 225 号) の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての

社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年3月1日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月5日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年3月19日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ・機材購入費（第4、5. 参照）
 - ・環境社会配慮調査に係る経費（現地再委託経費）（第4、6. 参照）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 = 0.90323円
 - b) US\$1 = 103.896円
 - c) EUR1 = 125.999円
- 5) その他留意事項
 - a) 航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積もってください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／統合的電力システム開発計画
 - b) 電力セクターガバナンス
 - c) 経済財務分析／PPP／ファイナンス計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 27 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。

- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年4月5日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、

業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：電力開発計画策定に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務や、遠隔或いは遠隔と現地業務とを最適に組合わせた形での事業継続計画（以下、「BCP」）について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／統合的電力システム開発計画

➤ 電力セクターガバナンス

➤ 経済財務分析／PPP／ファイナンス計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／統合的電力システム開発計画）】

- a) 類似業務経験の分野：電力開発計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ネパール国及びその他南アジア地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験：

【業務従事者：担当分野 電力セクターガバナンス】

- a) 類似業務経験の分野：電力セクターガバナンスに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全開発途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 経済財務分析／PPP／ファイナンス計画】

- a) 類似業務経験の分野：経済財務分析／PPP／ファイナンスに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／統合的電力システム開発計画</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>電力セクターガバナンス</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>経済財務分析／PPP／ファイナンス計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：2021年3月25日（木） 14：30～16：30
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Teams 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

- a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Teams 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ネパール国統合的電力システム開発計画プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ネパール連邦民主共和国（以下、「ネパール」）は水力資源が豊富で、包蔵水力は83GW、経済的に開発可能な水力発電のポテンシャルは42GW²と推定されている。JICAは、2014年に「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」を実施し、2032年までに2,000MWの貯水池式水力発電所を整備することを提案した。これを踏まえて、ネパール政府は「国家エネルギー危機回避・水力開発10カ年に関するアクションプラン」（2016年）、「エネルギー・水資源・灌漑セクターにおける現況及びロードマップ」（通称ホワイト・ペーパー、2018年）等の政策文書を策定し、電源開発を国家の発展における重要課題と位置付けた上で、電力開発を加速化させる姿勢を示してきている。しかしながら、現状では電力需要を満たすだけの開発が進んでいない。2019年の水力発電設備容量は、最大電力需要1,320MW¹の約9割（1,182MW¹）にとどまっており、水力資源を十分に活用できていない状況にある。また、水力発電所設備容量の5割を占める独立系発電事業者（Independent Power Producer、以下「IPP」）を始めとする多くの発電所は、川の水を貯水せずそのまま発電所に引き込んで発電する流れ込み式である。河川の流量が減少する乾期には発電出力が大幅に低下することから、需給ギャップはさらに深刻な問題となっている。この不足を補うため、現在の電力需要量（7,584 GWh¹）の4割、自国供給力（4,738GWh¹）の6割に相当する2,813 GWh¹をインドから輸入している。エネルギーの安全保障の観点からも、電源の開発は重要な課題となっている。

ホワイト・ペーパー等により政策目標が示されているにも拘わらず電力開発が目標どおりに進展しない要因として、急峻な山岳地形等による発送電設備コスト、国の信用力と投資余力の制約及び民間資金活用制度の不備、IPPへの無計画な建設ライセンス付与、電力開発に関わる政府、規制機関及び電力公社等との連携の悪さ等が挙げられる。また、IPPを含む関係機関が共有すべき、包括的な長期電力開発計画が策定されていないことも課題となっている。例えば、送電については、2015年に設立されたネパール送電公社（Rastriya Prasaran Grid Company Limited。以下、「RPGCL」）が2018年に世界銀行（World Bank。以下、「WB」）の支援を得て、主として220kV以上の基幹送電網を対象とした送電網開発計画（Transmission System Development Plan of Nepal、以下、「TSDP」）を策定している他、132kV以下の送配電網については、現在アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下、「ADB」）の支援によ

² 出典：ネパール国「水力発電セクターにおけるPPPモデルに係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート」（2020年5月）

る開発計画の策定が進められているが、低（脱）炭素化や再生可能エネルギーを含む国内電源の整備見通しやインドとの電力融通等に関する規制・政策・事業者間の共通認識の形成が必ずしも十分には行われていない状況にある。

電力供給システムをシステムティックに整備するためには、エネルギー政策を所掌するエネルギー・水資源・灌漑省（Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation、以下、「MOEWRI」）が主体となって、電源種・発電方式、開発優先順位、開発規模・時期、資金調達方法、民間と公的資金の役割分担や調達方法を含む投資計画等を網羅的にカバーした電力開発計画を策定するとともに、開発計画の承認プロセスを明確にし、関係機関の調整機能を構築していく必要がある。

上記背景により、MOEWRIは、電力セクター全体の開発計画（以下、「統合的電力システム開発計画」）を策定し、政府関係機関及び官民の役割分担の明確化並びに連携強化を図ることにより、優先事業の推進を図ることを目的として、2019年8月に「統合的電力システム開発計画プロジェクト」（以下、「プロジェクト」）をJICAに対して要請した。

第3条 プロジェクト概要

（1）インパクト（プロジェクト完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）

計画的な水力発電及び電力システムが開発・整備される。

（2）アウトカム（プロジェクト完了後）

MOEWRI等関係機関職員の計画策定能力及び電力開発を円滑に進めるための組織制度的枠組みが強化される。

（3）アウトプット

統合的電力システム開発計画の策定及びその計画手法に係る能力開発並びに政府関係機関間の連携強化が図られる。

（4）活動項目

本プロジェクトでは、総合的電力システム開発計画が国家計画として承認され、同計画に基づき電力開発が促進されることを目指し、以下の活動を行う。

- 1) ネパールと周辺国の電力セクターの現状と将来の見通しのレビュー
- 2) ネパール国内と周辺国の電力需要想定
- 3) 既往の電源開発計画のレビューを踏まえた最新の電源開発計画の策定
- 4) 既往の送電開発計画のレビューを踏まえ電源開発計画と整合した最新の送電開発計画の策定
- 5) 周辺国との国際連系線の調査
- 6) 電力開発計画に係る経済・財務分析および実現化に向けたファイナンス計画
- 7) 電力開発のための組織体制や関係機関の調整機能、承認プロセスの明確化、電気事業経営等のガバナンスメカニズムの検討
- 8) 環境社会配慮（SEAの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討）
- 9) 統合的電力システム開発計画の策定（実施促進のためのロードマップを含む）
- 10) 統合的電力システム開発計画策定のための研修実施（OJT含む）

（5）対象地域

対象地域は、ネパール国全土とする。

(6) 関係官庁・機関

- ・実施機関：エネルギー・水資源・灌漑省（MOEWRI）
- ・関係機関：電力開発局（Department of Electricity Development : DOED）
水エネルギー委員会事務局（Water and Energy Commission Secretariat : WECS）
送電公社（Rastriya Grid Prasaran Company Limited : RGPCL）
ネパール電力公社（Nepal Electricity Authority : NEA）
発電公社（Vidhyut Utpadan Company Limited : VUCL）
電力規制委員会（Nepal Electricity Regulatory Commission : NERC）

(7) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) 全国貯水式水力発電所マスタープラン調査（2011年～2014年）
- 2) 水力発電セクターに係る情報収集・確認調査（2017年～2018年）
- 3) 都市送配電網整備にかかる情報収集・確認調査（2019年）
- 4) 水力発電セクターにおけるPPPモデルに係る情報収集・確認調査（2019～2020年）
- 5) 有償資金協力：カリガンダキA水力発電所建設事業（1996年～2002年）
- 6) 有償資金協力：タナフ水力発電事業（2013年～2024年予定）
- 7) 無償資金協力：西部地域小水力発電所改善計画（2014年～2017年）

第4条 業務の目的

本業務は、ネパールにおいて、統合的電力システム開発計画の策定及びその手法に係る能力開発を行うことにより、MOEWRIの計画策定能力を強化するとともに関係機関間の連携を促進し、計画的な水力発電及び電力系統の開発、整備に寄与することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2021年2月9日にネパール国政府と締結した討議議事録（以下、「R/D」）に基づき実施される「統合的電力システム開発計画プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト運営体制

実施機関は、エネルギー・電力行政を担うMOEWRIであり、カウンターパート（以下、「C/P」）機関とする。

合同調整委員会（Joint Coordination Committee: 以下、「JCC」）を設置し、MOEWRIのSecretaryをChairpersonとし、Development Aid and Provincial Coordination DivisionのJoint SecretaryをProject Directorとし、また、MOEWRIのSenior Divisional EngineerをProject Managerとする。

各成果発現のため、C/PはMOEWRIの技術系職員とするが、関係官庁・機関の役割を確認のうえ、活動ごとにワーキンググループ(以下、「WG」)を作り、プロジェクト活動の中心となる実務レベルのC/Pをリーダーとして配置するよう働きかけること。特に、他省庁との調整が重要になることから、同JCC及びWGを十分活用して、関係

する他省庁の協力を得られるよう留意すること。

(2) ネパール側実施機関との密接なコミュニケーションの確保

ネパール側とは日々のコミュニケーションを良好に保ち、常に調整を図りながら、また機構との連絡・相談を密にしつつ、業務を進めること。

本プロジェクト実施中に軌道修正も想定されることから、高い合理性、必要性が認められる場合、発注者は遅滞なく検討し、必要に応じた処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜、発注者に提言を行うことが求められる。

(3) 政策、計画実施に向けたネパール関係機関の能力開発

C/P機関としては、MoEWRIが主要な役割を果たすことが期待されるが、技術的なキャパシティ及びリーダーシップが必ずしも十分ではない。このため、上記WGを通じて電力セクターの実態調査、電力需要想定と分析、データの管理、ガバナンスメカニズムの検討、ファイナンス計画といった統合的電力システム開発計画に係る基本的な知見・技術の移転が図られるよう留意するとともに、計画の実現に向け関係機関間の連携を促進するようサポートする。

ネパールで本来必要となる貯水式水力発電の整備や、安定供給や経済性の観点から国内外のリソースを最適に組み合わせる需給システムの構築が円滑に進んでいない現状を変えて行くために、本業務では統合的電力システム開発計画策定とともに、関係機関の能力強化及び連携促進を重視している。業務の過程では、幾つかのケースを取り上げて関係者の業務フローの整理や処理の仕方などを最適化する、業務フローの中での各作業を関係者間で見える化する、また、それらを通して関係機関の連携強化を図る。

特に、規制機関と政策官庁との調整が重要となるが、制度とその運用、あるべき姿と業務実態との乖離を把握し、その原因を重層的に分析することで、関係機関/階層が必要なアクションを取るよう促す。その際、JICAが実施した各種調査（特に上記2.

(7) 1)～4))での提言をレビューし、現状を踏まえた上で、これら提言を実施に移すための阻害要因を特定し、制度改善等実施に向けた働きかけを行う。

また、上記具体的改善に向けたモメンタムを形成するため、政府トップから実務レベルまで、キーとなる部門/階層を特定し、制度改善等実施に向けたアクションプランを策定するとともに、それらに基づきパフォーマンスをモニタリングする仕組みや報告する仕組みを提案、実施支援を行う。将来的にこうした取り組みが継続的に行われ、計画的な水力発電及び電力システムが開発・整備されるよう、組織や体制整備に留意すること。³

(4) 近隣国との域内連系

ネパール経済における水力発電の事業税収や売電収入の重要性に鑑み、国内の電力収入と輸出入バランスとが最適化されるよう、国内外の需給見通しを踏まえた電力開発計画及び国内/広域電力取引や料金制度等の提案を行う。具体的には、近隣諸国の電

³ 政策、計画に向けて必要となる能力開発、実施に向けたモメンタム創りを効果的に実現するための協力の在り方、具体的な方策をプロポーザルにて提案すること。

カマーケット状況、競合・連系可能性を分析し、発電所の方式・運用計画、広域連系に必要な国内グリッドコードの調整、電力売買の制度・仕組み及び電力システム全般につき、政策制度面・設備・技術面の課題を明らかにする。域内における経済統合や系統統合の既存メカニズムを最大限活用する方策を検討し、国内外の需給見通しを踏まえた電源・電力開発計画及び低（脱）炭素電力価値も考慮した新たな国内/広域電力取引や料金制度等の提案を行う。また、それらの具体化に向けたアクションを盛り込んだ計画を提言する。

なお、検討にあたっては、別途JICAが実施中の「南アジア地域バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール（BBIN）各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査（BBIN連系調査）」における分析結果や提言、既存の広域連系に係る調査・提言、アセアン地域等他地域における国際連系における実施状況や、日本の電力会社間の垣根を越えた系統の広域的運用方法を参考にすると共に、インドを中心とした南アジア域内の特殊性に留意する。特にインド電力省（Ministry of Power）が発表した国際連系に係るガイドライン（Guidelines on Cross Border Trade of Electricity (2016)）、南アジア地域協力連合（SAARC）での合意事項（SAARC Framework Agreement for Energy Cooperation (2014)）、インドCentral Electricity Regulatory Commission (CERC)が調整する規制、二国間協定（Framework Agreement on Hydropower Development and Trade (2006)）、また、South Asia Regional Initiative for Energy Integration (SARI/EI)による活動等、最新の動向を整理のうえ制度等の提案に反映させること。

（５）近隣国への渡航

本業務では、近隣諸国との系統連系の検討にあたり、上記（４）に係る情報収集や近隣国や他ドナーとの調整・協力を行うこと。受注者はネパール側関係者とともに、インド、ブータン、バングラデシュの関連省庁／機関と協議するため、以下の渡航を計画すること。⁴

- ・インド：2回、3日間／回
- ・ブータン：1回、3日間
- ・バングラデシュ：1回、3日間

（６）本邦研修

本業務では、我が国における電力安定供給のための系統運用状況（中央給電指令所における運用を含む）や揚水発電等を含む本邦企業が有する先進的技術、日本の河川一貫開発事例及び環境対策事例等を学ぶことを目的に本邦研修を行う。研修実施方法としては、講義と視察をセットで行い、日本の事例等の紹介に留まらずネパールへの応用を考慮した内容とするよう工夫すること。想定する実施回数、受入期間、人数については以下のとおり。

- ・幹部向け：1週間、8名程度
- ・実務者向け：2週間、14名程度

本研修については、受注者が研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は

⁴ ネパール側関係者の出張旅費については、下記第4、8.（3）のとおり支給できることとする。本見積にあたっては、ネパール側関係者分の旅費（航空賃、日当、宿泊費）を各渡航あたり2名分計上すること。

「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月版）（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf）を参照のうえ、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

（7）ジェンダーへの配慮

統合的電力システム開発計画の策定及びその手法に係る女性の参画を推進するために、研修への女性の参加勧奨や、参加しやすい環境づくりなど検討すること。

（8）他事業との連携

上記BBIN連系調査に加えて、ネパール電力公社（Nepal Electricity Authority。以下、「NEA」）をC/Pとした「水力発電計画アドバイザー業務」を2021年1月より実施している。本プロジェクトは、同アドバイザーによる水力発電計画に関する人材育成ならびに組織体制の強化に係る取組と密接な関連があることから、業務計画の検討及び業務実施にあたり、情報共有や意見交換を行うなど連携を図る。

（9）他ドナー関連の情報収集

ADBは、RPGCLの設立を支援し、世界銀行は2018年にTSDPの策定を支援した。TSDPは2040年を目標年とする送電網開発計画で、同年までに水力発電の設備容量が国内ピーク需要を上回るという想定に基づき、インドと中国への電力輸出を促進すると同時に国内電力需要の増加に対して安定供給できる送電網の構築を目指すものである。現在ADBが基幹送電線の増強、WBやMCC（Millennium Challenge Corporation）がインドとの国際送電線の建設を支援していることから、ADBやWB等から情報収集を行い、必要に応じて連携を図る。

（10）環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」においてカテゴリBに分類される。調査実施にあっては、戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、再構築作業に当たって複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととする。ネパール国の環境法令に基づく、SEAにかかる環境許認可取得の可否やプロセス等について、業務開始後のできるだけ早い段階でネパール側関係機関と協議・調整・確認し、許認可取得が必要な場合には手続きを支援すること。

（11）気候変動対策

2015年12月のパリ協定に基づき、ネパールは「自国が決定する貢献」（NDC：Nationally Determined Contributions）⁵を策定している。また、電力融通相手方であるインド等も気候変動対策を積極的に進めている。ネパールのクリーンな水力発電その他再生可能エネルギーを広域で最大限に活用する観点から、関係国のNDC等気候変動対策への貢献に留意し、開発計画を検討すること。低・脱炭素社会実現に向けた重要な要素として、本業務で策定する統合的電力システム開発計画及びその実施により、水力を含む再生可能エネルギーの投資・整備が促進されるよう留意する。なお、気候変動により世界的な降水パターンや表層水の変化、熱波や干ばつ等の頻度や強度の変

⁵ <https://www4.unfccc.int/sites/NDCStaging/Pages/All.aspx>（各国のNDC 掲載）

化など水循環に影響を与える気候ハザードが発生しつつあり、将来水力発電事業への悪影響の可能性が想定され得る。本業務実施にあたり、可能な限り将来の気候リスク評価（ハザード、脆弱性、気候リスク、適応オプションの検討）及び、気候変動の負の影響に適応する取組も開発計画に盛り込むこと。

（１２）業務用機材

本業務では、6.（５）の活動において、系統解析を行うことを想定している。系統解析にあたっては、C/P等とも協議のうえ、妥当なツールを確認し、必要に応じて機材調達を行う（別見積り）。詳細については、6.（１１）２）を参照すること。

なお、機材調達にあたっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年度6月版）」を参照すること。

（１３）コロナ感染症対策による影響

本業務は、現地業務及び国内業務から構成されるが、2月17日現在、ネパール及び日本ともに入出国制限が設けられているため双方向で円滑な渡航が出来ない状況であるが、2021年5月以降に現地業務が実施可能となる前提で、業務計画を検討すること⁶。

第7条 業務の内容

以下に示す業務の内容について、上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、実施する⁷。

（１）事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

１）関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

２）インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

３）インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、R/Dで確認されている先方実施機関及び政府との責任の分担関係について確認を行う。

（２）ネパールと周辺国の電力セクターの現状と将来の見通しのレビュー

１）社会経済状況をレビューする。

２）組織体制、法制度、規制枠組み、電気料金、その他政策をレビューする。

３）電力需給状況をレビューする。

４）既往の電源開発計画、電力系統計画をレビューする。

５）ネパール国内および周辺国の両方の電力市場の現状と将来の見通しをレビ

⁶ 第2プロポーザル作成に係る留意事項 1（2）1）業務実施の基本方針に記載のとおり、現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務や、遠隔或いは遠隔と現地業務とを最適に組合わせた形での BCP も併せて提案すること。

⁷ より効果的に業務を実施するために必要な方法、手順等がある場合には、国内業務、現地業務毎に具体的に示し、全体として効果的な工程をプロポーザルで提案すること。

- ユーする。
 - 6) 国境を越えた電力取引・融通のガイドラインや規制、近隣諸国の卸売市場メカニズム、関税構造をレビューする。
 - 7) 他ドナーの協力をレビューする。
- (3) ネパール国内と周辺国の電力需要想定
- 1) 現在の電力需要予測の妥当性を検証するとともに、必要に応じて予測手法を見直す。
 - 2) 2040年までの電力需要予測を更新する。
 - 3) 電力需給バランスを検討する（月々の電力・エネルギーバランスを含む）。
- (4) 既往の電源開発計画のレビューを踏まえた最新の電源開発計画の策定
- 1) エネルギー政策、経済、環境、安全保障等を考慮したシナリオを検討する。
 - 2) 水力発電のポテンシャルサイトをレビューする（地形・地質を含む）。
 - 3) 気候変動による水力発電への影響を評価する。詳細は、上記5.（11）参照。
 - 4) 周辺国の電力取引の可能性と課題を整理する。
 - 5) 既往の電源開発計画や実施可能性調査の結果、水力発電所の進捗状況等を踏まえ、対象とする計画範囲を特定する。
 - 6) 複数のシナリオ設定に基づく2040年までの最適電源開発計画を検討する。
 - 7) 各シナリオにおけるコスト・GHG排出量を算出する。
 - 8) 優先事業を提案する。
- (5) 既往の送電開発計画のレビューを踏まえた最新の送電開発計画の策定
- 1) 上記（4）の電源開発計画において抽出された水力発電所の優先順位と運転開始予定時期、周辺国の電力取引の可能性等を踏まえ、系統解析を行う。
 - 2) 系統解析の結果を踏まえた、2040年までの5年毎の送電開発計画および電力系統図を策定する。
- (6) 周辺国との国際連系に係る調査
- 1) 二国間レベルの電力取引・融通に係る調査をレビューする。
 - 2) 国境を越えた電力取引・融通のメカニズムと制度を検討する（周辺国の電源開発計画及びパリ協定長期戦略等を踏まえた低（脱）炭素電力価値の検討を含む）。
 - 3) 電力取引・融通の料金体系を検討する。
 - 4) 上記調査を踏まえ電力取引・融通に係る提案事項を取りまとめる。
 - 5) 周辺国との電力取引・融通を強化するためのロードマップと戦略を策定する。
- (7) 電力開発計画に係る経済・財務分析および実現化に向けたファイナンス計画（公的資金、民間資金を含む）
- 1) 発電設備及び送変電設備の投資コストを算出する。
 - 2) ネパールでのPPP（Public Private Partnership）を含む電力セクター投資に関するJICA調査や他ドナー、ネパール政府による各種調査、提言等関連調査をレビューし、技術的、財政的、制度的および政治的問題を分析する。

- 3) 他国の金融スキームのグッドプラクティスを調査し、実行可能な条件と対策を提案する。
 - 4) 電力開発計画策定のための経済・財務分析、優先事業に係る実施を想定した体系・仕組みの分析及び提案を行う。
 - 5) インドからの売電条件等も踏まえ、マクロ経済的影響を評価する。
 - 6) 優先事業を実施するためのロードマップ、戦略、行動計画を作成する。ネパール政府とも協議の上、PPPの可能性も検討し、潜在的な投資家とのマッチング、政府に対する資金調達/投資スキームの助言及び事業組成に向けた技術面、財務面での助言、実施促進を行う。JICAの円借款、海外投融資活用の可能性も検討する。
- (8) 電力開発のための組織体制や関係機関の調整機能、承認プロセスの明確化、電気事業経営等のガバナンスメカニズムの構築支援、導入に向けた働きかけ
- 1) 現在の電力セクターのガバナンスメカニズム及び制度並びに執行の実態を確認し課題を分析する。その際、制度と執行状況との対比が分かるよう視覚化し、関係者の認識共有を図る。
 - 2) 水力発電の持続可能な開発のための規制枠組みや承認プロセスの明確化、実行メカニズムにおけるガバナンス及び執行実務能力を強化するための提言を行う。
 - 3) 電力セクターのガバナンスメカニズムと執行能力、関係機関の調整機能を改善するためのアクションプランを提案するとともに、規制執行のための能力開発プログラムを作成し、研修、OJT等により能力開発を支援する。(下記(11)参照)
 - 4) ガバナンスメカニズムの構築を支援し、導入に向け関係機関上層部へ働きかけを行う。
- (9) 環境社会配慮 (SEAの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討)
- 詳細計画策定調査における環境社会配慮確認結果及び、R/Dに基づき、最低限以下の内容を実施する。
- 1) 戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会環境項目とその評価方法を明らかにすること)を実施したうえで、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。
 - 2) 主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア. 政策、計画等の目的・目標の検討
 - イ. 諸制約のなかで目標を達成するための代替案の検討
 - ウ. 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
 - エ. スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
 - オ. ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民の生活区域及び経済社会状況等)の確認

カ. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

- ① 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ② 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
- ③ 関係機関の概要

キ. 影響の予測

ク. 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討（政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）レベル）

ケ. 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

コ. モニタリング方法の検討

サ. ステークホルダー協議の開催支援（影響を受ける可能性のある地域住民や広く知見・意見を有する個人・団体に広く開かれた機会を提供するよう留意する）

（10）統合的電力システム開発計画の策定（実施促進のためのロードマップを含む）

- 1) 上記の結果を踏まえ2040年までの統合的電力システム開発計画を策定する。
- 2) 上記1)の計画を踏まえた、実施促進のためのロードマップを策定し、ネパール政府のアクションプランを提案する。
- 3) 策定した統合的電力システム開発計画の実行可能性を高める観点から、組織体制、法制度、電気料金、民間資金活用方針等に係る電力・エネルギー政策の提言を行う。
- 4) 提案された統合的電力システム開発計画がネパール政府により承認、政策化されるよう、必要な支援を行う。

（11）統合的電力システム開発計画策定のための研修実施（OJT含む）

- 1) C/Pを含む関係機関の統合的電力システム開発計画策定能力及び執行能力に係るキャパシティ・アセスメントを行い、同結果を報告書に取りまとめる（本業務開始後3か月を目途とする）。
- 2) 統合的電力システム開発計画の策定に係る作業を通じたOJTや座学によるOff-JT、本邦研修等を組み合わせ、効果的・効率的に技術移転を行う。⁸
 - ① 規制執行のための能力開発プログラムの実施を検討し、行政官として各種計画やプロジェクトを監理する立場として必要な能力を習得することを目的とした内容とする。
 - ② 系統解析や同解析結果の活用のため、電源開発、系統計画等のシミュレーションソフトの使用方法等について技術移転を行う。
- 3) 上記の能力開発研修等の結果をキャパシティ・デベロップメント報告書として取りまとめる（業務終了3か月前を目途とする）。

（12）本邦研修

本邦研修に関し、受注者が提案する本業務で実施すべき活動内容、受け入れ先及び時期の案について、内容、時期を固め、本研修の実施に先立ち、内容、日程、受け入

⁸ 具体的な内容についてはプロポーザルにて提案すること。

れ先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。詳細については、上記第6条（6）を参照すること。本邦研修については、国内再委託を認める。

（13）広報活動

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、ネパール側及び日本側、近隣諸国や他ドナー等に広く理解してもらえるよう、ウェブでの情報発信、政府関連機関や他ドナーとの会議、各種セミナーなど多様な機会を捉え、分かり易く積極的かつ効果的な情報発信を行う。また、本プロジェクトの成果等の情報を、JICAのウェブサイト定期的にアップする。そのために必要となるサイトのデザイン検討、原稿案作成、写真撮影等を定期的に行う。加えて、本プロジェクトの概要を説明するパワーポイント資料（一枚：和文・英文）を作成する⁹。

第8条 報告書等

（1）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポート（外部公開用）とする。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：業務開始後半月以内

部数：英文13部（JICA 3部、ネパール側10部）、和文3部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

2) プログレスレポート

記載事項：電力セクターを巡る現状のレビュー結果等、進捗状況

提出時期：業務開始6か月後

部数：英文13部（JICA 3部、ネパール側10部）、和文3部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

3) インテリムレポート

記載事項：統合的電力システム開発計画の進捗状況

提出時期：第2回JCC開催時（業務開始後およそ12か月後）

部数：英文13部（JICA 3部、ネパール側10部）、和文3部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：統合的電力システム開発計画の結果を取りまとめたもの

提出時期：第4回JCC開催時（業務開始後およそ20か月後）

部数：英文13部（JICA 3部、ネパール側10部）、和文3部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

⁹ 広報活動の具体的な提案をプロポーザルで行うこと。

5) キャパシティ・アセスメント報告書

記載事項：キャパシティ・アセスメントの結果を取りまとめたもの
提出時期：業務開始3か月後
部 数：英文13部（JICA 3部、ネパール側10部）、和文3部（簡易製本）
電子データ：上記報告書のPDF

6) キャパシティ・デベロップメント報告書

記載事項：キャパシティ・デベロップメントの結果を取りまとめたもの
提出時期：業務終了3か月前
部 数：英文13部（JICA 3部、ネパール側10部）、和文3部（簡易製本）
電子データ：上記報告書のPDF

7) ファイナルレポート

記載事項：活動結果の全体成果
提出時期：業務終了時（2023年4月）
部 数：英文13部（JICA 3部、ネパール側10部）、和文3部
電子データ：英文13部（CD-R）、和文3部（CD-R）

ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には10ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、相手国実施機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

ファイナルレポート（外部公開用）については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷及び電子化（CD-R）の提出が必要な場合の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照もしくは、規定上必要でない場合は不要とする。

(2) 技術協力作成資料等

1) 各種講義資料

記載事項：Off-JT、OJT等で使用した各種講義資料
提出時期：ファイナルレポート提出時
部 数：英文2部（CD-R）

(3) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく
提出時期：契約締結後10営業日以内
部 数：和文2部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

- ①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

①業務フローチャート

②業務人月表

③本邦研修受入れ実績

④合同調整委員会議事録等

⑤その他活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文2部（簡易製本）

（4）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務フローチャート

（5）その他提出物

1）議事録等

先方政府機関との面談及び各種説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちにJICAに提出すること。JICAネパール事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも5営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

2）その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

（6）その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1）各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2）各報告書は、ネパール側への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、内容等について承諾を得ること。
- 3）各報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 4）各報告書が特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

- 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 6) 各報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

以上

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本プロジェクトに係る全体工程は、2021年5月から2023年4月までを予定している。2021年12月上旬を目途にプログレスレポート、2022年6月上旬を目途にインテリムレポートを提出する。2022年12月上旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2023年4月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 77 人月 (M/M) (現地: 51 M/M、国内 26 M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者／総合的電力システム開発計画(2号)
- ② 電力セクターガバナンス(3号)
- ③ 電力需要予測
- ④ 電源開発計画
- ⑤ 電力融通／電力系統計画
- ⑥ 系統解析
- ⑦ 経済財務分析／PPP／ファイナンス計画(3号)
- ⑧ 水力土木
- ⑨ 自然条件／地質調査
- ⑩ 環境社会配慮

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタン等)への再委託を認めます。その他、現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を予定している業者の候補並びに再委託業務の監督・成果品の検査方法など、具体的な提案を行うこと。

- 本邦研修
- 環境社会配慮調査(別見積とすること)

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- 要請書(写)

- 基本合意文書 (R/D) (写)
- 案件概要表
- ネパール国「水力発電セクターに係る情報収集・確認調査」ファイナルレポート要約(2018年)
- DATA COLLECTION SURVEY ON HYDROPOWER DEVELOPMENT PROJECT FINAL REPORT(2018)

2) 公開資料

(当機構図書館ポータルサイトよりPDFのダウンロードが可能)

- ネパール国「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」ファイナルレポート(2014年)
 - <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014442.html>
 - <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014443.html>
 - <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014444.html>
- Nationwide master plan study on storage-type hydroelectric power development in Nepal : final report (2014)
 - <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014447.html>
 - <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014448.html>
 - <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014449.html>
- ネパール国「都市送配電網整備にかかる情報収集・確認調査」ファイナルレポート(2019)
 - <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041090.html>
- Data collection survey on transmission and distribution network development in Nepal : final report (2019)
 - <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041091.html>
- ネパール国「水力発電セクターにおけるPPPモデルに係る情報収集・確認調査」ファイナルレポート(2020年)
 - <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000044015.html>
- DATA COLLECTION SURVEY ON THE PPP MODALITY IN HYDROPOWER PROJECT IN NEPAL FINAL REPORT(2020)
 - <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000044017.html>
- 詳細計画策定調査における環境社会配慮確認結果
 - https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/category_a_b.fi.html

(5) 対象国の便宜供与

- 1) C/Pの配置
- 2) 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
オフィススペース、本プロジェクトに必要な資料・データ、他

(6) 当機構内での勉強会

資源・エネルギーグループでは、より開発効果の高い協力事業を企画し実施していくため、エネルギー分野における最新課題、政策・技術動向、個別の事業における効果的な取り組み等について、組織的な知見の蓄積を推進している。コンサルタントは、当機構担当からの依頼に基づき、本プロジェクトにおいて作成する資料を活用して、当機構内勉強会等での発表、ディスカッション等に協力する。(これに必要なM/Mは上記M/Mに含まれることを想定)。内容は、本プロジェクト

トで実施する総合的電力システム開発計画やガバナンスメカニズム強化のための提案及び教訓、PPPでの事業実施方法、の考え方・留意点、実施促進等を想定している。時期は本プロジェクトにおいてそれぞれの情報が整理されるタイミング、勉強会開催等実施に必要なアレンジは当機構が行うこととする。

(7) その他留意事項

1) 複数年度契約

本プロジェクトにおいては、第1年次契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

2) 安全管理

- a) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを確保すること。
- b) 現地での業務実施に当たってはJICAネパール事務所、在ネパール日本国大使館と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密に取ること。また、ネパール国内での安全対策についてはJICAネパール事務所安全班の指示に従うこと。
- c) 現地作業中における安全管理体制はプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

3) C/P等の出張旅費

C/P等の出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のC/P機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/P等ネパール側関係者に支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- a) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- b) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- c) 当機構が事前に承認していること
- d) C/P機関からの申請書を取り付けていること

4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。